公示番号(機-1401D-01)

入札説明書

平成 26 年 1 月 22 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のコンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材調達に係る入札公告に基づく入札等については、一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。) に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

平成 26 年 1 月 22 日

2 契約担当役

理事　　小寺　清

3 担当部課

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部契約第二課 Tel.03-5226-6643

4 調達機材等

(1)件名: コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

(2)納入条件、調達品目、仕様、数量等別冊機材仕様書のとおり。

(3)PDF ファイル以外の入札説明書附属文書の有無については、次に〇印を付した通りです。

(〇)本件入札説明書に図面など附属文書はありません。

(　)本件入札説明書に図面など附属文書があります。附属文書の交付期間、交付場所および交付方法は以下の通りです(無料です)。

5 競争参加資格

(1)契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3)入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4)公示日において、平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 25 年 4 月 1 日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「A」又は「B」若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者

(5)上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

次の URL にてホームページに掲載;

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、

「物品の製造」の「A」又は「B」又若しくは「物品の販売」の「A」又は「B」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

提出期間、提出方法、提出場所は、次項の通り。

(6)輸出実績を有する者

(7)当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号、以下「措置規程」という。）に基づく契約競争参加資格停止措置（以下「措置」という。）を受けている期間中でないこと。

(8)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。) でないこと。

(9)暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動

標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力との直接又は間接の関係がないこと。 競争入札に参加しようとする者は、入札書の提出をもって、上記を誓約したも

のとします。なお、誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者が提出した入札書を無効とします。

6　競争参加資格の確認等

(1)本競争の参加希望者は、参加の意思及び 5 の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等(以下「申請書」という。) を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者、並びに競争参加資格がないと通知された者は、本競争に参加することができません。

ア　提出書類（申請書）

(ア)競争参加資格確認申請書

(イ)平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)　(または、JICA 資格審査結果通知書(写))

イ　提出期間:

平成 26 年 1 月 23 日から平成 26 年 2 月 3 日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時(午後 0 時から午後 1 時 30 分を除く)

ウ　提出場所:

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25　二番町センタービル　1 階

独立行政法人国際協力機構

調達部受付　 Tel.03-5226-6643

エ　受付:

申請書の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)申請書　様式１により作成して下さい。

(3)競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 26 年 2 月 10 日までに通知します。

(4)その他

ア　申請書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　契約担当役は、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはありません。

ウ　提出された申請書は、返却しません。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ　申請書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1)競争参加資格がないと通知された者は、契約担当役に対してその理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができます。

ア　提出期限:平成26年2月13日　午後5時

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成26年2月17日までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1)機材仕様書の内容等この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア　提出期間:

平成26年1月23日から平成26年2月3日までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時から午後1時30分を除く)

イ　提出場所:6(1)ウに同じです。

ウ　受付:

書面の提出は、提出場所へ持参、又は郵送により行うこととし、電送によるものは受け付けません。(郵送によるものはアの期間内に必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。なお、理由の如何を問わず、当方は郵便物が接到しない場合の責任は負いません。)

(2)(1)の質問に対する回答書は、当機構のホームページ上で閲覧に供します。

ア　閲覧期間

平成26年2月5日から。

ただし、質問内容によっては回答が上記閲覧開始日までに完成しないことがあります。遅くとも2月13日までに完成させて閲覧できるようにします。

イ　閲覧場所

当機構ホームページ上

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者は、入札執行日の前日まではいつでも入札を辞退すること

ができます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前10時から午後5時(午後0時から午後1時30分を除く)とします。

(2)資格の確認を受けた者が入札を辞退するときは、辞退書(様式 2)を 6(1)ウに直接持参し、又は郵送(入札執行日の前日までに必着のこと。郵送の場合、封筒の表に公示番号、案件名を記入してください。) して行うものとします。

(3)(2)の手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(4)その他

ア　辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ　提出された辞退書は、返却しません。

ウ　提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ　辞退書に関する問い合わせ先は、6(1)ウに同じです。

10　入札執行の日時及び場所等

(1)日時:平成26年2月18日(火)午後2時00分

(2)場所:東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　1階　111会議室

(3)その他:

競争入札の参加に当たっては、本競争に係る契約担当役からの「競争参加資格通知書」の写しを持参してください。持参しない場合、失格となります。

11　入札方法等

(1)立会い入札会を行います。郵送又は電送による入札は認めません。

(2)別冊機材仕様書の全品目に対する機材代金（据付技師派遣経費、海外梱包費、輸送費、貨物輸送に係る保険料（任意）、荷卸し料込）の価格の総価(円)をもって入札金額とし、この入札書に記載された金額をもって落札価格とします。本契約の輸出申告の名義は、落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(3)輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。入札金額は日本円建てとします。海上輸送料等USドルで積算が必要な場合は、入札参加会社の判断に基づく為替レートで円換算して下さい。当機構は入札後の為替レートの変動リスクは負いません。なお、入札金額は、この入札説明書および入札説明書に関する質問書への回答書等の内容を全て反映した金額とします。

(4)入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア　代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印。

イ　代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、受任者氏名及びその者の印。委任状にも社印及び受任者の印を必ず押してください。

ウ　印のないものは無効となります(会場における押印は可)。

(5)入札に参加できる者は原則として各社 1 名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

(6)一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消すことはできません。

(7)次の各号の一に該当する入札書は有効な入札書として認められません。

ア　入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。

イ　誤字、脱字、汚染等により、文字が不明瞭なもの。

ウ　入札件名が違っているもの。

エ　条件が付されているもの。

オ　その他「入札参加の手引」に違反するもの。

(8)その他、原則として「入札参加の手引」に則り行いますので、入札に参加する方は必ずダウンロードして熟読願います

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/oversea/pdf/ind_guide.pdf

12　入札保証金及び契約保証金

免除します。

13　入札の無効

(1)5 に掲げる競争参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととします。

(2)契約担当役により競争参加資格がある旨確認された者であっても、入札時点において、措置規程に基づく措置を受けているもの等 5 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当します。

14 落札者の決定方法

(1)細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2)落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは抽選により落札者を定めます。

(3)開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を越える場合には再入札を行います。再入札を 2 回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切り、入札金額

の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

15 契約書作成の要否等

国際協力機構所定の書式（別添請負契約書案を参照）により、契約書を作成するものとします。

16 支払条件

(1)前払いは認めません。

(2)受注者は、機材引渡し及び指定仕向地での業務が完了し検査に合格した後、適正書類の提出をもって発注者に対し支払いを請求できるものとします。

17　関連情報を入手するための照会窓口

3 に同じです。

18　その他

(1)入札参加者は、別冊の機材仕様書、及び 15 の契約書案を熟読してください。

(2)委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3)落札者と決定された者は、速やかに当機構と請負契約を締結しなければなりません。このため、契約締結に先立ち、入札日の翌日から起算して 7 営業日以内に内訳書を作成し、6（1）ウの窓口に提出してください。7 営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構等の内部決裁等が必要な関係から機構内の決裁後となる場合があります。)

(4) 危険品、温度管理品、E/L(輸出貿易管理令)及び EAR 該当品については、落札者の責任において適切な輸出手続きと輸送を行ってください。E/L該当品については、内訳書提出後 7 営業日以内にその有無を所定様式により、それぞれ 6(1)ウの窓口に提出してください。

なお、輸出に当たって各種許可承認等の手続きが必要な場合、また安全保障輸出管理上の該非判定手続きに必要な資料を提出して頂きます。

薬品の調達の場合の有効期限については、機材納品予定日の 7 営業日前までに所定の様式により、それぞれ 6（１）ウの窓口に提出してください。

また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア　危険品、温度管理品の有無、E/L 該当品及び EAR 該当品は内訳書提出後 7 営業

日以内、薬品の有効期限は機材納品予定日の7営業日前までにそれぞれ提出がない場合、全機材の梱包才数は機材納品予定日の1か月前までに連絡がない場合

イ　E/L 該当品及び EAR 該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ　全機材の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合

エ　その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(5)輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります(別添機材仕様明細書にて E/L 該当が明記されたアイテムのみならず、契約後に E/L 該当及び EAR 該当が判明したアイテムも含む。)。

(6)入札する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(7)入札する機材は、グリーン購入法適合製品を優先して調達すること。

(8)アスベストを含有する資機材の調達については行わないこととします。

(9)受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場・合該当契約を解除することが可能とします。

(10)東日本大震災の被災地（福島県、宮城県、岩手県）で生産された製品（部品を含む）の活用を推奨します。

(11)その他

※一定の関係にあると考えられる法人との関係に係る情報の公示について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア.　当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより、影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ.　当機構との間の取引高が総売上げ又は事業収入の３分の１以上を占め

ていること。

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア　対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ　契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ　一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約の締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくことになります。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　㊞
整理番号（　　　　　　）（注 3）

平成 26 年 1 月 22 日付で公告のありましたコンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

（例）入札公告に規定されている要件をすべて満たします。

(注1) **返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金(380 円)をお勧めします。**当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。
(注2) 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。
(注3) 整理番号は、JICAの資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときのJICAからのメール）にて通知された番号です。なお、全省庁統一資格審査結果通知書の写しを添付する場合は整理番号は空欄で構いません。
(注4) 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。
(注5) 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

（様式２）

辞退書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　殿

住所
商号又は名称　㊞
役職名・代表者氏名　㊞

平成　　年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたコンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

（様式３）

入札書

平成　年　月　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清　殿

住所
会社名
代表者又は受任者氏名　印
入札会出席者氏名　印

件名：コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

　標記の件について仕様書、入札条件、契約条項および入札参加者心得を熟知のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金									円

機材価格（仕向地渡し価格、据付技師派遣経費・海外梱包費・輸送費・貨物保険料（任意）・荷卸し料を含む、消費税抜き）

以　上

(入札説明書別冊)

機材仕様書

案件名: コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

1　機材品目: 付属書1「機材仕様明細書」に示すとおり

2　納入条件:

(1)価　　格　機材の仕向地渡し価格（据付技師派遣経費、海外梱包費、輸送費、貨物海上保険料（任意）、荷卸し料込み）の合計金額。但し輸入通関は相手国の責任と費用負担で行う。

(2)輸送方法　　海送　輸送条件は附属書3「輸送条件書」に示すとおり

(3)船積地　　出荷国国内港（受注者の手配による）

(4)仕向港　　コンゴ民主共和国国内港（受注者の手配による）

(5)船積期限　平成26年8月15日

(5)履行期限　平成26年11月30日

(6)梱　　包　　海送梱包　　梱包の仕様は付属書2「梱包条件書」に示すとおり

(7)仕向地

(Consignee)　Institut National de Preparation Professionnel

6 eme Rue n. 10,　C.Limete/Industriel, Kinshasa,

Republique Democratique du Congo　TEL: +243-89-892-7912

(Notify Party)

① JICA DRC OFFICE

112, avenue Pumbu, Gombe, Kinshasa, Republique Democratique du Congo　TEL:+243-81-556-3530

②Same as the Consignee

マーキングは、付属書2「梱包条件書」に示す方法により行う。

3　電　源:単相　電圧　(220V)　　周波数(50Hz)　プラグ形状(SE型)

三相　電圧　(380V)　　周波数(50Hz)　プラグ形状(　　　)

上記以外の場合は付属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

4　銘　　板:英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

5　検　　査：

(1)製品検査　機構の指名する立会検査人が、受注者・メーカー担当者等立会いのもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を納入前に実施する。

(2)検査の判定　上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

6　輸出許可:　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令、EAR及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式(契約締結後配布)により報告の上、必要に応じ輸出許可を取得しなければならない。輸出許可申請に必要なプロジェクト情報などは、機構が受注者に必要に応じて提供する。

7　提出資料:

提出資料名		同梱用	機構提出用
カタログ	(仏文)	1部	不要
取扱説明書	(仏文)	1部	不要
パーツリスト	(仏文)	1部	不要
試験成績書	(仏文)	1部	不要
図面	(仏文)	1部	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

8　特記事項:

(1)据付技師の派遣　　要

(2)特殊梱包　　不要

以上

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
0	総則	（総則）		
	General	本機材調達は現在進行中の無償資金協力事業「キンシャサ特別州国立職業訓練校施設整備計画」		
		で建設中の施設に対する“冷凍・空調科用実習機材”を対象とするものである。		
		応札にあたっては、入札説明書、本仕様書、添付図面を含む全資料を十分に理解し、		
		臨むこと。応札時には当該機材メーカーの発行した「供給証明書」（添付Formを使用）を		
		提出すること。この供給証明書はメーカー担当者及び応札者が署名したオリジナル又は写しを		
		入札会に持参すること。		
		１．電源の仕様について		
		交流電源を使用する場合は、現地電源　AC220V50Hz単相、AC380V50Hz三相		
		に合わせること。		
		２．電源プラグはSE型をつけること。		
		３．給排水の必要な機材にはホース、アタッチメントを付属させること。		
		４．本件には機材据付工事、先方への取扱説明が含まれる。		
		詳細は「技師派遣条件書」を参照のこと。		
		５．本件受注者には上記のほか無償資金協力プロジェクトと同等の業務が		
		契約後に求められる。主な業務は以下のとおり。		
	日本国内業務	（１）関係者間打合せ・調整（受注後）：		
		建設工事及び機材調達スケジュールの確認・調整（契約直後）、Layout・Utilities図面確認、		
		機材側と施設側の業務・作業・工事の特定、デマケの明確化、機材据付け施工図・Utility list		
		の作成・提出、機材調達進捗状況・建設工事進捗状況の随時確認及び関係者間の都度調整。		
	国外業務（コンゴ民主共和国）	（２）現地派遣：下記１）、２）、３）のとおり。		
		１）、２）は受注者より邦人を派遣すること。　詳細は「技師派遣条件書」を参照のこと。		
		１）　現地派遣１（1名、往復込み9日間を想定）：		
		荷卸し、搬入、据付方法の確認、現地通関状況、重機使用可の確認など。		
		これら作業・業務に係る関係者間打合せ・調整（施主、建築コンサルタント、ゼネコンなど）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
		を行い、調査報告書を作成し、JICAに提出すること。		
		２）　現地派遣２（2名、往復込み、1名は14日間、もう1名は21日間を想定）：		
		輸入通関支援（通関業務は先方実施機関が行う）、内陸輸送、搬入経路及び機材据付室の養生、		
		荷卸し、開梱、搬入、据付、試運転、操作・保守管理指導、検収、引渡しなど。		
		業務完了報告書を作成し、JICAに提出すること。		
		なお、これらの他に施設建設側が受注者にもとめる事項は次のとおりである。		
		①　搬入に際して荷受ステージ等の設備が必要であれば、その設営と撤去を行う。		
		②　搬入計画に基づき、全ての搬入経路に渡り床荷重のチェックを行い、補強が必要な		
		場合はその処置と撤去を行う。搬入時に施設を損傷させた場合の修復は受注者の責任とする。		
		③　施設建設工事工程に合わせて機材の搬入、据付、引渡し時期を調整する。		
		④　労務管理（作業員や入場者に対する教育、管理、盗難防止など）を徹底する。		
		3)　現地派遣３（2名、往復込み14日/人を想定）：受注者はメーカーの技術者を		
		派遣すること。詳細は「技師派遣条件書」を参照のこと。		
		６．エンドユーザ（実施機関）に機材引き渡し後、12か月間の保証期間を		
		設けること。保証期間中に製品不具合、製品瑕疵に起因する故障が発生		
		した場合の修理費、技師派遣費、代替品納入手配費は受注者の負担とする。		
C⑩-1,2,3	組立/メンテナンス実習装置	（用途）冷媒配管訓練に使用。		
	Asssembly and Maintenance Exercise:Refrigeration	［構成］本体（ワークベンチ搭載型）		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		<u>銘柄指定</u>　MT210 組立/メンテナンス実習装置	GUNT	
		［構成］MT210 組立/メンテナンス実習装置		3台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
	冷却充填避難装置	（用途）冷媒配管訓練に使用。R134a冷媒用。		
	Refrigerant Filling and Evacuation Equipment	［構成］F001-1 組立/メンテナンス実習装置用付属品		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定　ET150.01 冷却充填避難装置	GUNT	
		［構成］ET150.01 冷却充填避難装置		3台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
	ツールセット	（用途）冷媒配管訓練に使用。		
	Tool Set	［構成］F001-1 組立/メンテナンス実習装置用付属品		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定 ET150.02 ツールセット	GUNT	
		［構成］ET150.02 ツールセット		3台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
C②	冷凍回路実習装置(空冷式)	(用途)空冷式冷凍システムの構造学習、及び冷凍サイクル学習。		
	Compression Refrigeration System	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書(仏文1部/台)		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		銘柄指定 ET411C 冷凍回路実習装置(空冷式)	GUNT	
		［構成］ET411C 冷凍回路実習装置(空冷式)		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
C③	冷凍回路実習装置(水冷式)	（用途）水冷式冷凍システムの構造学習、及び冷凍サイクル学習。		
	Thermodynamics of the Refrigeration Circuit	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		銘柄指定 ET351C 冷凍回路実習装置(空冷式)	GUNT	
		［構成］ET351C　冷凍回路実習装置(空冷式)		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
C④	蒸発器2台ユニット	（用途）圧縮機1台に対し複数蒸発器を設置した装置のシステム学習。		
	Refrigeration System with Refrigeration and Freezing Chamber	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		銘柄指定 ET412C 蒸発器2台ユニット	GUNT	
		［構成］ET412C 蒸発器2台ユニット		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
C⑤	二段圧縮シミュレータ	（用途）二段圧縮冷凍システムの構造学習、及び冷凍サイクル学習。		
	Refrigeration System with Two-Stage Compression	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
		銘柄指定 ET430 二段圧縮シミュレータ	GUNT	
		［構成］ET430 二段圧縮シミュレータ		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
C①	冷却塔	（用途）各シミュレータ運転時に排熱処理として使用。		
	Wet Cooling Tower	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		本体用架台　1台/本体（耐荷重120Kg以上）		
		銘柄指定 WL320　冷却塔	GUNT	
		［構成］WL320　冷却塔		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		特別付属品：本体用架台　1台/本体（耐荷重120Kg以上）		
	冷却筒タイプ4	（用途）各シミュレータ運転時に排熱処理として使用。		
	Cooling Column,Type 4	［構成］F006-1 冷却塔用付属品		
		銘柄指定 WL320.03 冷却筒タイプ4	GUNT	
		［構成］WL320.03 冷却筒タイプ4		1台
C⑥	デフロスト実習装置	（用途）クーラー霜取りシステムの学習。		
	Refrigeration Chamber and Defrosting Methods	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		銘柄指定 ET441 デフロスト実習装置	GUNT	
		［構成］ET441 デフロスト実習装置		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
C⑦	３台圧縮機ユニット	（用途）容量制御システム、及び圧縮機パラ接続整備の学習。		
	Energy Efficiency in Refrigeration Systems	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		銘柄指定 ET428 ３台圧縮機ユニット	GUNT	
		［構成］ET428 ３台圧縮機ユニット		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
C⑧	容量制御シミュレータ	（用途）冷凍システムの容量制御方法の学習。		
	Capacity Control in Refrigeration Systems	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定 ET426 容量制御シミュレータ	GUNT	
		［構成］ET426 容量制御シミュレータ		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
C⑨	調整弁ユニット	（用途）冷媒の圧力制御機器の学習。		
	Secondary Controllers in Refrigeration Systems	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		銘柄指定 ET182 調整弁ユニット	GUNT	
		［構成］ET182 調整弁ユニット		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
C⑪	総合制御実習ユニット	（用途）容量制御、圧力制御、デフロストの総合制御システムとサイクル学習。		
	Capacity Control and Faults in Refregeration Systems	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定 ET422 総合制御実習ユニット	GUNT	
		［構成］ET422 総合制御実習ユニット		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
B②	冷媒方式空調実習装置①	（用途）冷媒方式空調の基礎学習。		
	Air conditioning System Model	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定 ET605 冷媒方式空調実習装置①	GUNT	
		［構成］ET605 冷媒方式空調実習装置①		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
	データ収集用 ソフトウェア・コントローラ	（用途）冷媒方式空調の基礎学習。		
	Software Controller with Data Acquisition	［構成］F014-1 冷媒方式空調実習装置①用付属品		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定 ET605.01 データ収集用ソフトウェア・コントローラ	GUNT	

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		［構成］ET605.01 データ収集用ソフトウェア・コントローラ		1式
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
	空調コントローラー	（用途）冷媒方式空調の基礎学習。		
	Air Conditioning Controller	［構成］冷媒方式空調実習装置①用付属品		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		データケーブル（1式/台）		
		銘柄指定 ET605.02 空調コントローラー	GUNT	
		［構成］ET605.02 空調コントローラー		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		データケーブル（1式/台）		
	I/O 連結ボックス	（用途）冷媒方式空調の基礎学習。		
	I/O Connection Box	［構成］冷媒方式空調実習装置①用付属品		
		付属品：リボンケーブル（2個/台）		
		レイアウトダイアグラム（1個/台）		
		銘柄指定 ET605.03 I/O 連結ボックス	GUNT	
		［構成］ET605.03 I/O 連結ボックス		1台
		標準付属品：リボンケーブル（2個/台）		
		レイアウトダイアグラム（1個/台）		
B④-1,2,3	冷媒方式空調実習装置②	（用途）冷媒方式空調の実務学習。		
	Air conditioning and Ventllation System	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
		ホース、ケーブル（1式/台）		
		銘柄指定 ET620 冷媒方式空調実習装置②	GUNT	
		［構成］ET620 冷媒方式空調実習装置②		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ホース、ケーブル（1式/台）		
B⑥-1,2	空調システム電気実習装置	（用途）空調システムの電気回路実習。		
	Electrical Faults in Full Air Conditioning Systems	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		本体用架台　1台/本体（耐荷重100Kg以上）		
		銘柄指定 ET174 空調システム電気実習装置	GUNT	
		［構成］ET174 空調システム電気実習装置		2台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		特別付属品：本体用架台　1台/本体（耐荷重100Kg以上）		
B①	冷却塔	（用途）各シミュレータ運転時に排熱処理として使用。		
	Wet Cooling Tower	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		本体用架台　1台/本体（耐荷重120Kg以上）		
		銘柄指定 WL320 冷却塔	GUNT	
		［構成］WL320 冷却塔		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		

（機材仕様書付属書１）

コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		特別付属品：本体用架台　1台/本体（耐荷重120Kg以上）		
	冷却筒タイプ4	（用途）各シミュレータ運転時に排熱処理として使用。		
	Cooling Column,Type 4	［構成］F017-1 冷却塔用付属品		
		銘柄指定 WL320.03 冷却筒タイプ4	GUNT	
		［構成］WL320.03 冷却筒タイプ4		1台
B③-1,2	水方式空調実習装置	（用途）水方式空調の実務学習。		
	Air conditioning System with Chamber	［構成］本体		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
		銘柄指定 ET611 水方式空調実習装置	GUNT	
		［構成］ET611 水方式空調実習装置		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		ソフトウェア（仏文1式/台）		
B⑤	ダクト実習装置	（用途）空調ダクト実習用。		
	Air Duct System	［構成］ファンユニット（x1）、アッセンブリーースタンド（x5）、		
		パイプ、コネクター（1式）		
		付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		
		銘柄指定 HL710 ダクト実習装置	GUNT	
		［構成］HL710 ダクト実習装置		1台
		標準付属品：取扱説明書（仏文1部/台）		

（機材仕様書付属書２）

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

(宛先）Institut National de Préparation Professionnelle

(仕向地）Kinshasa, R. D. Congo

Ｃ/Ｎｏ.

(2)サイド・マーク(赤字)

COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK 等)

2　梱包条件(海送)

海送を予定されている資機材の梱包は、原則として次の条件を満たすものであること。

(1)輸送条件に適応する堅牢な包装であること。

①原則として、合板密閉梱包とする。ただし、機材によってはすかし梱包またはスチール梱包でも良い。

②木材梱包とする場合は、次の条件によること。

・重量が500kg未満の場・合は、　JIS　Z　1402以上の規格の木箱密閉梱包。

・重量が500kg以上の場合は、　JIS　Z　1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。

③梱包ケースの側板の上下、及びふた板の両サイドに、必ず胴桟を打ちつけること。また、必要に応じ中間にも胴桟をつけること。

④梱包ケースは、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。

(2)取扱上便利な重量、容積、形状であること。

①現地での人力による荷卸作業を考慮し、一梱包の重量は単品を除き500kgを超えないようにすること。

②梱包ケース数が複数となる場合、コンテナによる輸送の可能性があるため、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。

③梱包ケースには必ず滑材、すり材をつけ、フォークリフトによる積卸しが

可能な形状とすること。

(3)各個の重量、容積を平均化し、内容物が動揺しないようにすること。
①梱包ケース内には、緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
②付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(4)荷造材料の品質、強度、乾燥などに注意すること。
①梱包に使用する合板は、JAS農林省告示383号(昭和39年4月11日)の3等品以上の規格の普通合板とすること。

(5)仕向地及び経路の気候、風土に適すること。
①木材梱包の場合、仕向地により燻蒸などの必要な処理を行うこと。
②梱包は、中の資機材が雨水で濡れないよう防水処理を行うこと。精密機械のような特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包など機材の安全な輸送に配慮した梱包とすること。

(6)その他必要事項に配慮していること。
①梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストの記載と内容品は一致させること。
②梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳書の該当するITEM番号を付すこと。
③輸送中での盗難防止のため、梱包ケースには製造メーカー名や、メーカーのマークをつけないこと。

3　梱包条件(空送)
空送を予定されている資機材の梱包は、次の条件によるものとし、その他必要事項については、原則として海送の梱包条件に準拠するものであること。
(1)精密機械のような特別配慮を要する資機材を除き、梱包はJIS　Z　1506及びJIS　Z　1516以上の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボールにより、かつ　JIS　Z1507の規格を満たす形状の箱とすること。
(2)精密機械のような特別配慮を要する資機材については、輸送業者の専門的見地を踏まえて空送に耐えうる梱包を行うこと。

4.その他
特になし

以上

（機材仕様書付属書３）

輸送条件書

１　業務内容

（１）仕向地までの輸送手配
（２）仕向地における輸入通関時に必要な書類（原産地証明等）の確認と取得手配
（３）輸出許可手続き（必要に応じ）
（４）通関・船積み書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
（５）輸出通関手続き（輸出申告者（Shipper）の名義は「受注者 on behalf of JICA」とすること）
（６）危険品がある場合の諸手続き
（７）貨物海上保険付保（任意）
（８）経由国を通過するための諸手続き
（９）仕向地到着までの進捗管理と到着確認及び発注者への報告（仕向地への到着が遅延している場合は、その原因と対応状況などを遅滞なく報告するとともに、進捗促進のために必要な対策を講じること）
（１０）上記に付随する業務

２　輸送条件

（１）船積地　　　出荷国国内港（受注者の手配による）

（２）陸揚港　　　コンゴ民主共和国国内港（受注者の手配による）

（３）仕向地　　　（プロジェクトサイト所在地）
Institut National de Préparation Professionnelle
6 éme Rue n. 10
C. Limete/Industriel, Kinshasa, République Démocratique du Congo

（４）輸送方法　　海送

（５）仕向地引渡し条件
DAP；請負時の内陸輸送を伴う輸送手配：荷受人所在地（プロジェクトサイト）荷卸しまで（デバンニング含む）

（６）海上輸送にあたっての船舶の条件
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。海上輸送にあたっては、受注者は次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。特段の事情により手配予定の船舶がこれらの条件

を満たさず、海上保険料等の追加分が発生する場合については受注者の負担となる。

（ア）船齢は 15 年以下

（イ）船級を有していること

（ウ）排水量 1000 トン以上

（７）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、陸揚げ港への船便事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担となる。

（８）相手国における輸入通関手続き

仕向地における輸入通関手続きは、荷受人の責任と費用負担で行う。受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

３　貨物海上保険

（１）機材のプロジェクトサイトでの検収までの船積み、海上輸送、内国陸上輸送、保管中および据付中の事故に備え、受注者は貨物輸送保険に加入する（任意）。

（２）損害発生の場合、受注者は自らの責任で保険求償を行い、代替品納入あるいは修理を行う。

４　輸送書類

（１）　受注者は、以下の書類を発行され次第、機構及び荷受人に速やかに提出すること。

海送の場合、発送後 2 日以内に写しを機構に提出し、オリジナルは現地での通関手続きに間に合うよう速やかに荷受人又はJICA現地事務所に送付すること。

提出書類名	機構提出用	荷受人用
① 船荷証券 (B/L／Airway Bill) *	副 1 通	正 3 通
② 商業送付状 (Invoice) **	副 1 通	正 1 通
③ 梱包明細書 (Packing List)	副 1 通	正 1 通
④ 梱包材熱処理証明書等 ***（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑤ 原産地証明書（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑥ 領事査証（必要時）	（副 1 通）	（正 1 通）
⑦ 検量証明書（必要時）	副 1 通	正 1 通

⑧ 放射線検査証明書（必要時）	副 1 通	正 1 通
⑨ 輸送日程報告カード（確定）	副 1 通	正 1 通

*船積地から仕向地までの一貫した輸送責任を有する、荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。Shipper は「受注者 on behalf of JICA」とする。
**書式は受注者のものを使用する。荷受人宛として受注者署名入りとする。
***経由地で必要な場合は取り付けること。

（2）B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List には、以下の文言を記入する。
“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.

（3）受注者は、船積予定日の 7 営業日前までに、輸送日程報告カード（予定）、B/L／Airway Bill、Invoice、Packing List を、発注者へ提出すること。

（4）仕向地到着を確認後、輸送日程報告カード（到着確認）を、発注者へ提出すること。

（5）本件では、輸送書類の（　英　）語への翻訳が必要である。

（6）その他
温度管理品について、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

以上

（機材仕様書付属書４）

技師派遣条件書

１　対象機材：　「機材仕様明細書」に記載されているB①～⑥、C①～ ⑪の機材

２　業務内容：　据付前現地調査、現地輸入通関支援、現地内陸輸送、機材設置施設養生、機材開梱・搬入、据付、調整、検収、動作検証、操作指導、保守管理指導、現場進捗管理、業務完了報告書

※輸入通関支援、機材設置施設の環境整備等、本機材の指導に必要な事前準備は、実施機関側が行う。

３　技師の資格：

（１）本案件の技師（以下４の C 業務担当者）はメーカーより派遣すること。代理店からの技師派遣は認めない。A、B、Dは邦人であること。

（２）派遣される技師は「対象機材に於ける海外での据付、動作検証、操作指導ならびに保守指導の実績を有すること。

４　派遣時期、期間、人数：

（１）以下に示される日数、人数を最低限確保すること。

（２）担当者は以下のA～Dより成る。AとDは同一人物が兼務しても良い。

	業務内容（担当者）	派遣時期＊、期間	人数
A	据付前現地調査	平成26年4月、9日間（うち移動日4日間）	1
B	対象機材の現地輸入通関支援、内陸輸送、開梱及び現場搬入作業	平成26年9月～10月、14日間（うち移動日4日間）	1
C	現地据付、試運転、操作・保守管理指導作業	平成26年9月～10月、15日間（うち移動日4日間）	2
D	現場管理（A～Cの全体管理及び責任者）	平成26年9月～10月、21日間（うち移動日4日間）	1

＊上記派遣時期は予定であり、施設建設の進捗状況、機材の納期などによって変更される。

＜内訳＞

A．据付前現地調査

受注者は現地据付作業に先立って据付現場を訪れ、据付作業に向けた現場の事前調査を行うこと。調査する時期及び事前調査の内容は、受注者が建築施工監理担当コンサルタント及び建築業者各々と協議して決定すること。

この調査結果については事前調査報告書にまとめ、JICAへ提出すること。調査報告書の記載項目については派遣前に打合せのうえ決定する。

B．対象機材の現地輸入通関支援、内陸輸送、開梱、施設養生及び機材搬入作業

受注者は対象機材に関わる輸入通関支援、内陸輸送、開梱、現場搬入作業及び機材確認を受注者の責任において遂行すること。受注者は施設内の機材搬入経路及び機材設置室全域に渡り損傷防止のための養生を施すこと。機材到着・搬入時から据付～完了後引渡しに至る全過程において施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において損傷箇所を補修すること。

C．現地据付作業

受注者は2名のメーカー技術者を派遣して機材の据付、調整、動作検証及び操作指導と保守管理指導を行うこと。

D．現場管理作業（全業務進捗管理）

受注者は上記A～Cの業務を管理し、それぞれの円滑な遂行を促進すること。また、検収完了まで受注者の責任で現場管理を行うこと。全業務完了時に業務完了報告書をJICAに提出すること。

5　派遣手続き：

（1）受注者の責任において航空便手配、ビザ取得、宿舎手配、派遣通報等を行う。必要に応じ、JICAはビザ取得にかかる側面支援を行う。派遣準備にあたっては、次のURLを参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html

（2）上記URLを参照して、ビザ取得のため現地の受け入れ確認などが必要である国であれば、受注者はJICA在外こと務所に直接必要書類を提出して確認を得ること。

（3）特別な手続きを要しない場合、受注者は派遣時期の14日前までに派遣者名簿とスケジュール（英文）をJICAに提出すること。

6　業務完了期限：受注者はDの帰国後、業務完了報告書をJICAへ提出する。
提出期限は平成26年11月30日とする。

7　費用：旅費、滞在費、人件費、講習に必要な工具の運搬費用、日本国内交通費、コンゴ民主共和国内交通費等の諸経費を含み、競争入札対象経費とする。

8　支払い：技師派遣費用は、Dが帰国し受注者が業務完了報告書を提出した後に支払われるもので、前払いは行わない。

2014 年 1 月

コンゴ民主共和国 国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材
入札説明書添付資料

関係者リスト

1	実施機関 住所 責任者	Institut National de Preparation Professionalle(INPP) 6eme Rue no. 10, C/Limete Industriel, Kinshasa, R.D. Congo Maurice Tshikuya Kayembe,　Administrateur Directeur General
2	無償資金協力＊1担当コンサルタント	株式会社オリエンタルコンサルタンツ

対象案件　＊1 「キンシャサ特別州国立職業訓練校施設整備計画」
　　　　　＊2 「コンゴ民主共和国 国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材」

注：本案件「コンゴ民主共和国 国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材」の公示から契約締結までの期間中に上記関係者への直接的、間接的な接触は一切禁ずる。

<Letter Head of the Manufacturer>

CERTIFICATE OF SUPPLY GUARANTEE

Project on development of capacity of Instructors at INPP

To: Japan International Cooperation Agency

Dear Sir,

This is to certify that the Equipment mentioned below will be manufactured and inspected and that the quality will be good, correct, and in conformity with the specifications and stipulations in every respect.

We, (name of manufacturer) also guarantee herewith that we will supply the Equipment below to (name of tenderer) for the Project on development of capacity of Instructors at INPP. We guarantee that the Equipment will remain in good condition at least for a period of one (1) year after Handover to INPP if and when awarded.

This Supply Guarantee Certificate comes into effect on ______________________ 2014.

Code No.	Name of Equipment	Model	Quantity

Confirmed by:
(Name of Tenderer)

(Signature)
Name
Title
Date

Name of Manufacturer:

(Signature)
Name
Title
Date

A
T108
±0(-50)
Refrigeration and Air Conditioning
Training Room (1) Housing Air Conditioning
2014.01.10
コンセント高さ＝特記なき限り FL+300
500
1,300
1,800
1,800
1,800
1,300
500
A①-1
A①-2
A①-3
A①-4
A①-5
A①-6
30A排水目皿
50A排水目皿
50A排水目皿
A①-1
実習用
スピリット型エアコン
A①-2
実習用
スピリット型エアコン
A①-3
実習用
スピリット型エアコン
A①-4
実習用
スピリット型エアコン
A①-5
実習用
スピリット型エアコン
A①-6
実習用
スピリット型エアコン
30A排水目皿
1,600
4,000
1,600
MP-1-1
MP-1-2
D-3
WB-1
A②-1
実習用
家庭用
冷蔵庫
A②-2
実習用
家庭用
冷蔵庫
A②-3
実習用
家庭用
冷蔵庫
A②-4
実習用
家庭用
冷蔵庫
A②-5
実習用
家庭用
冷蔵庫
A②-6
実習用
家庭用
冷蔵庫
50A排水目皿
50A排水目皿
A②-1
A②-2
A②-3
CA-2
CA-2
CA-2
CA-2
CA-2
CA-2
A②-4
A②-5
A②-6
PL
1,200
500
700
6,600
700
500
1,200

B
T109
±0(-50)
Refrigeration and Air Conditioning Training Room (3)
Central Air Conditioning System
2014.01.10
コンセント高さ＝特記なき限り FL+300
格子枡（冷凍空調機材対応用）：溜桝トラップ
格子枡（冷凍空調機材対応用）：溜桝トラップ
1,400
600
2,000
4,000
2,500
600
1,400
2,900
600
３相(B③-1)
給水(B③-1)FL+800
３相(B③-2)
給水(B④-1)FL+800
３相(B④-1)
B①
給水(B②)FL+800
50A排水(B③-1)
50A排水(B④-3)
B③-1
水方式空調実習装置
（３相）
1900H
B③-2
水方式
空調実習装置
（３相）
2100H
B④-1
冷媒方式空調実習装置②
（３相）
1770H
B①
冷却塔
1810H
B②-1
冷媒方式
空調
実習装置①
1900H
50A排水(B②-1)
B②-1
B②-3(ET150.01)
冷媒方式
空調
実習装置②
1050H
B④-3
B④-2
冷媒方式
空調実習装置
② 1150H
CA-1
CA-1
CA-1
WB-1
D-3
B⑤
ダクト実習装置
1400H
B⑥-1
空調システム電気実習装置
850H
B⑥-2
空調システム電気実習装置
850H
B⑤
PL
CA-2
CA-2
EPS
CA-2
CA-2
CA-2
CA-2
B⑥-1
B⑥-2
1,600
4,000
1,600
2,000
200
5,000
2,500
3,700
1,800
4,400
1,100
2,500

C
T111
±0(-50)
Refrigeration and Air Conditioning Training Room (2)
Commercial and Industrial Refrigeration
2014.01.10
コンセント高さ＝特記なき限り FL+300
3,400
600
2,500
1,800
3,200
500
500
3,200
1,800
2,500
1,600
4,000
1,600
2,400
2,600
PL
C⑩-1
CA-2
CA-2
CA-2
C⑩-2
C⑩-3
CA-2
CA-2
CA-2
C⑥
50A排水目皿
C⑥
デフロスト実習装置
1900H
C⑩-1
組立/メンテナンス
実習装置
1670H
C⑩-2
組立/メンテナンス
実習装置
1670H
C⑩-3
組立/メンテナンス
実習装置
1670H
C⑨
C⑨
調整弁ユニット
1900H
50A排水(C⑨)
給水(C⑨)FL+800
D-3
WB-1
C④
蒸発器２台ユニット
1900H
C⑧
容量制御
シミュレータ
1900H
C⑤
二段圧縮シュミレータ
1900H
C⑪
総合制御実習ユニット
（３相）
1900H
C⑦
３台圧縮機ユニット
（３相）
1900H
C②
冷凍回路実習装置
（空冷式）
1760H
C③
冷凍回路実習装置
（水冷式）
1760H
C①
冷却塔
1810H
50A排水目皿
50A排水目皿
50A排水目皿
50A排水目皿
50A排水(C③)
C⑤
３相(C⑪)
C④
C⑧
３相(C⑦)
C②
給水(C③)FL+800
C③
C①
3,400
600
5,100
2,900
600
3,000
1,400
2,400
600

【一括納入契約（委託）】

請　負　契　約　書

件　名：コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材

平成２６年　月　日

請　　負　契　約　書

1	契　約　番　号	第　－　-　号
2	件　　　　名	コンゴ民主共和国国立職業訓練校指導員能力強化プロジェクト向け機材
3	物品名及び数量	別添内訳書のとおり
4	仕　　　　様	別添内訳書のとおり
5	契　約　金　額	金　　　　　　円（仕向地渡し） 内訳：機材価格　　　　　　円 据付技師派遣経費　　　　円
6	据付技師派遣時期	平成 26 年 4 月～10 月
7	船　積　地	出荷国国内港
8	船　積　期　限	平成 26 年 8 月 15 日
9	仕　向　地	コンゴ民主共和国キンシャサ
10	履　行　期　限	平成 26 年 11 月 30 日

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　小寺　清（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは頭書の業務の実施について次の条項により契約を締結する。

（信義、誠実の義務）

第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（納品、輸送及び保険）

第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に引き渡さなければならない。

２　契約物品のうち輸出検査および国営検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。

３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。

４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添納入条件によるものとする。

５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、仕向地に至るまでの輸送手配、船積等輸出手続きを行うものとする。

６　受注者は、契約物品を出荷地から仕向地に至るまでの輸送を行い、輸送、保管にかかる貨物海上保険を付保しなければならない。

７　受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、保険証券（または保険承認状）、送り状、梱包明細書を提出しなければならない。

８　受注者は、輸送途中における機材の損害あるいは損失があった場合は、代替品の納入もしくは修理をしなければならない。

９　受注者は、メーカーからの技師を派遣し、既存機材の分解、契約物品の開梱、検収、交換、組立、試運転、現地業者の指導・管理等を行うものとする。

１０　受注者は、契約物品の据付中、受注者側の過失により契約物品に損害あるいは損失があった場合は、代替品の納入もしくは修理をしなければならない。

１１　受注者は、派遣する技師の安全管理を行う義務を有する。発注者は、仕向国の治安等に関する情報を受注者に提供する。

（輸出貿易管理令）

第３条　受注者は、契約物品について、輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、発注者に所定の様式により報告しなければならない。

２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の船積期限について別途定めることができる。

３　受注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力するものとする。

４　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他の費用に関する損害については、受注者が負担する。

５　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

（検　　査）

第４条　受注者は、契約物品を仕向地へ搬入し、機材の数量、品質、性能について発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。

２　受注者は、前項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を納入し、必要な補正を行い、発注者に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。

３　受注者は、派遣した据付技師が現地での業務を完了した際には、発注者が指定する者による検査を現地で受け、これに合格しなければならない。

（引渡し方法）

第５条　受注者は、第２条第２項及び第４条の検査に合格した契約物品について、船積書類、立会検査記録、据付業務完了報告書を受け取ったときをもって引渡しを完了したものとする。

（危険負担）

第６条　前条に定める引渡しが完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第７条　第５条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。

（契約保証金）

第８条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（代金支払）

第９条　発注者は、第５条による引渡し完了後、受注者より頭書の契約金額の適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に支払う。

（支払遅延利息）

第１０条　発注者は、第９条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（履行期限延長）

第１１条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の履行期限内に当該物品の据付業務を完了することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で履行期限延長を認めることがある。この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その履行期限延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

３　前項の規定にかかわらず、その履行期限延長が天災地変、発注者又は荷受人等による輸入通関手続きの遅延、荷受人等側の準備未了、現地の治安状況の悪化その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１２条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継さ

せ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第１４条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１１条による履行期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた履行期限内に契約物品を据付業務を完了しないとき、又は発注者が引渡しを完了する見込みがないと認めたとき。

（２）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（３）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は会社整理、特別清算、会社更生手続き、破産を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立をしたとき。

（４）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（５）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

（６）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき

（７）受注者が第１２条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。

２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。

（発注者の事務委任）

第１５条　発注者は、第４条に定める検査の一部を第三者に委任することができるものとする。

（契約の公表）

第１６条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（１）第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（２）受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

（紛争の解決方法）

第１７条　本契約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（疑義の決定）

第１８条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成２６年　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町 5 番 25 号

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理　　　事　小寺　　清

受注者

別添

【引渡し条件】

本内訳書の機材の納品及び輸送は、第２条により次のことを満足するものとする。

１　提出資料：

取扱説明書　　　　　内訳明細書のとおり１部同梱
その他、カタログ、試験成績書、図面等は作成済みのものがあれば１部同梱

２　電源仕様：
単相　電圧（　220V）　周波数（　50Hｚ）　プラグ形状（　SE　）
三相　電圧（　380V）　周波数（　50Hｚ）　プラグ形状（　　　）
上記以外の場合は内訳書に記載のとおりとする。

３　マーキング：
梱包ケースの両サイドには、以下のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）　　　　(2)サイド・マーク（赤字）

（宛先）Institut National de Preparation
Professionalle(INPP)

TECHNICAL COOPERATION BY
THE GOVERNMENT OF JAPAN

（仕向地）Kinshasa, R.D.Congo
C/NO.
(3)CAUTION/CARE MARK(TOP MARK 等)

４　銘　板：
英文品名、製造番号、製造年月、使用電源、メーカー名を明記した銘板を取り付けること。

５　輸送条件：
(1)　使用船舶：船齢 15 年以下。船級を有していること。排水量 1,000 トン以上。やむを得ない事情によりこの条件を満足しない船舶を使用し、海上保険料に追加費用が発生する場合は、受注者がその費用を負担する。
(2)　途中経由地での積替えは原則禁止。やむを得ない事情がある場合は積替えを認めるが、海上保険料等に追加費用が発生する場合は、受注者がその費用を負担する。
(3)　仕向地での引き渡し条件：仕向地コンサイニーでの荷卸しまで
(4)　コンテナ輸送の場合、コンテナは特に指定のない限り買い取り、または借り上げいずれでも可能であるが、借り上げの場合でコンサイニーによる引き取りが遅れた場合に追加費用が発生した場合は、発注者はその費用を負担しない。

６　コンサイニー：

Institut National de Preparation Professionalle(INPP)
6eme Rue no.10, C/Limete Industriel, Kinshasa, Republique Democratique du Congo
TEL:+243-89-892-7912

７　Notify Party

1. JICA DRC Office
112, avenue Pumbu, Gombe, Kinshasa, Republique Democratique du Congo
TEL：+243-81-556-3530

2. Same as the Consignee

８　据付技師派遣：

次のとおりプロジェクトサイトでの据付調整関連業務のため、技師派遣を行う。

（１）据付前現地調査　平成26年4月頃　9日間程度　技術者1人、

（２）対象機材の現地輸入通関支援、内陸輸送、開梱及び現場搬入作業

平成26年9月頃　14日間程度　技術者1人

（３）現地据付、試運転、操作・保守管理指導作業

平成26年9月頃　15日間　技術者2人

（４）現場管理（全体管理及び責任者）

平成26年9月頃　21日間　技術者１人

９　船積書類（英文）

（１）海送の場合、発送後２日以内に下記船積み書類１式を JICA に提出すること。
（２）シッパー名は、受注者 on behalf of JICA とすること。
（３）B/L(Airway Bill)、Invoice、Packing List には以下の文言を記入する。
“The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan”
（４）Third B/L は、受注者が保管し、迅速な引き取り手続きに使うことを認める。
（５）その他
特になし

船荷証券(B/L)：副１通
送り状(Invoice)：副１通
梱包明細書(Packing List)：副１通
検量証明書（必要時）：副１通
保険証券、保険料計算書：各副１通

放射線検査証明書（必要時）：副１通
梱包材熱処理証明書等（必要時）：副１通
原産地証明書（必要時）：副１通
領事査証（必要時）：副１通